

豊橋市企業立地促進制度		対象区域	工業地域、工業専用地域、工場適地			業務拠点地区 (豊橋リサーチパーク)	地方活力向上地域 *左記区域と重複する地域を除く	
			豊橋市土地開発公社用地	愛知県企業庁用地	それ以外の場合			
		対象者	事業者・中小企業団体					
対象施設	工場等、倉庫等、本社機能施設、研究開発施設		工場等、本社機能施設、研究開発施設		産業業務施設、本社機能施設		本社機能施設	
新たな用地の 取得、借受け をした場合	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が、用地の取得の場合は2億4千万円（中堅・中小企業者は6千万円。ただし、中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は3千万円）以上、用地の借受けの場合は1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること					
		奨励金額	①	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 5年度間	土地・家屋の固定資産税相当額 3年度間
			土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 5年度間	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	—	土地・家屋の都市計画税相当額 3年度間	
			償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	償却資産の固定資産税相当額 3年度間	
			②	家屋・償却資産の固定資産税評価額の 20%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の 10%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の 10%(本社機能施設のみ)	家屋・償却資産の固定資産税評価額の 20%	家屋・償却資産の固定資産税評価額の 10%
	③	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	土地取得費用の15% (研究開発施設の場合20%)	—	土地取得費用の15% 産業業務施設(研究所)の場合20%	—		
	限度額	①なし ②3億円 ③3億円(産業業務施設(研究所)又は研究開発施設の場合4億円)						
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること					
		奨励金額	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	
		限度額	なし					

既存の事業所 用地に増設し た場合	立地奨励金	適用要件	立地した施設が固定資産税の課税対象となり、取得した土地、家屋及び償却資産の固定資産税評価額の合計が1億2千万円（中堅・中小企業者は3千万円。ただし、中堅・中小企業者が本社機能施設を立地した場合は1千5百万円）以上であること				
		奨励金額	家屋・償却資産の固定資産税相当額 3年度間				
			家屋の都市計画税相当額 3年度間				
	限度額	単年度5千万円					
	事業促進奨励金	適用要件	立地した施設が事業所税の課税対象となっていること				
		奨励金額	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間	資産割・従業者割に係る事業所税相当額 5年度間	資産割に係る事業所税相当額 3年度間
限度額		なし					

【立地奨励金交付対象者】

雇用促進奨励金	適用要件	新規雇用者又は転勤者を20人（中堅・中小企業者又は業務拠点地区にあっては5人）以上雇用した場合				
	奨励金額	①新規雇用者又は転勤者 一人につき40万円				
		②転入児童 一人につき10万円				
限度額	①4,000万円 ②2,000万円					
環境推進奨励金	太陽光発電施設	適用要件	立地に伴い太陽光発電施設(30kw以上)を設置すること			
		奨励金額	設置経費の1/3(1kwあたり100万円を上限)			
		限度額	1,500万円			
	雨水活用施設	適用要件	立地に伴い雨水活用施設(貯水能力100t以上)を設置すること			
		奨励金額	設置経費の1/3(1tあたり20万円を上限)			
		限度額	1,500万円			
	緑地	適用要件	立地に伴い敷地面積の10%以上の緑地を整備すること ※工場立地法の義務付けがある場合は、超える部分に限る。			
		奨励金額	整備経費の1/2(1㎡あたり1万円を上限)			
		限度額	1,000万円			

《注意事項》

- 立地奨励金に関して、土地については操業日の前3年の日から操業日の前日までに取得したものが、家屋・償却資金については操業日の前1年の日から操業日の前日までに取得したものがそれぞれ交付対象となります。
- 既存施設を取得した際の立地奨励金及び事業促進奨励金に関して、豊橋市土地開発公社用地、愛知県企業庁用地、工業専用地域、業務拠点地区及び地方活力向上地域で取得した場合のみ交付対象となります。
- 立地奨励金及び事業促進奨励金の額について、同一の敷地内における増設等に伴い既存の事業用の家屋の処分等があった場合、交付金額の算定基礎となる施設の面積から処分した家屋の面積を控除する等して交付額を算定いたします。
- 環境推進奨励金について、操業日の前日までに設置した環境施設が交付対象となります。
- 国若しくは他の地方公共団体又は本市が交付する他の補助金と交付が重複する場合、交付額について調整いたします。
- 操業開始後、適用要件を満たさなくなった場合や5年以内に操業を廃止等した場合等は、奨励金を返還していただく場合があります。
- 立地奨励金の対象区域に本社機能施設を立地した場合には、豊橋市市税条例により固定資産税の減税を受けることができます。